

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面 (25)

本鑑定嘱託先に関する被告意見

平成 19 年 1 月 22 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



### 第 1 本書面の目的

これまでの本鑑定に関する議論を踏まえ、被告準備書面 (26) と併せ提出するものであるが、本書面においては、本鑑定嘱託先に関する被告意見を述べる。

### 第 2 本鑑定嘱託先に関する被告意見

#### 1 本鑑定嘱託先が 1 力所であるべきこと

(1) そもそも、本鑑定において被告が証すべき事実は、「本件圃場において、本件 GM イネからカラシナ・ディフェンシンが常時多量に溶出しないこと」であることから、本鑑定嘱託先として選任された研究機関においては、現在検討されている各種の実験を実施し、鑑定結果の報告にあたっては、個々の実験毎の結果に留まらず、これら個々の実験結果を各々の実験の精度を勘案しつつ総合判断した上で、最終的に「本件 GM イネからカラシナ・ディフェンシンが常時多量に溶出するか否か」につき、結論を示すことが求められている。

(2) すなわち、本鑑定嘱託先においては、現在検討されている「水田水実験（被告準備書面 (26) 別紙被告提案実験 1 参照）」、「免疫測定法」および「生物検定法」をいずれも実施することが求められているところ、仮に、それぞれの実験結果が異なった場合であっても、それぞれの実験結果を個々に鑑定意見として提出することが本旨ではなく、そ

それぞれの実験結果を各々の実験の精度を勘案しつつ総合的に判断した上で、「カラシナ・ディフェンシン常時多量溶出の有無」を判断し、鑑定意見を形成し、提出することが求められるのである。

- (3) 以上のとおり、本鑑定は、前記三種類の実験実施後、それぞれの実験結果を総合的に判断することが必要とされることから、単一の意思主体によって科学的専門的知識に基づき責任ある鑑定意見が形成されべきことはいうまでもない。
- (4) したがって、本鑑定においては、原告らが、原告ら準備書面（14）において提案するような方法、すなわち、本鑑定嘱託先を二カ所に分散して行う方法を採用することはおよそ不適切であり、本鑑定嘱託先が一ヵ所に限られるべきことは、本鑑定嘱託先を選定する上で、必須の前提である。
- 2 原告ら提案鑑定嘱託先は複数あり、鑑定嘱託先として不適切であること
- (1) ところで、原告らは、原告ら準備書面（14）において、本鑑定嘱託先として、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野を推薦しているようである。
- (2) しかしながら、前回期日（平成18年12月7日）において、原告自身が認めるとおり、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野においては、生物検定法を実施することができない。
- (3) なお、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野は、主な研究テーマとして、①植物細胞における機能分化の研究、②2次代謝機能の分子生物学、③形質転換植物を用いた植物機能の解析とその開発を実施しているようであるが、生物検定法において求められる植物病原菌を使用した研究は行っておらず、この事実は「京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が生物検定法を実施できない」とする原告ら自身の主張を裏付けている。
- (4) ところで、本鑑定で実施する生物検定法においては、いもち病菌と本件GMイネの元品種「どんとこい」を用いることになるが、いもち病菌の中には、「どんとこい」に感染してもいもち病を発症させない種類が含まれている。したがって、生物検定法実施前に、予め、実験に用いるいもち病菌が、「どんとこい」にいもち病を確実に発症させるかどうかを確認しなければならない。
- (5) 具体的には、「どんとこい」にいもち病菌（胞子）を噴霧し、一定の温度及び一定の湿度で一定期間管理し、感染を促し、目視によって、いもち病発症の有無を判定することになる。
- (6) このように、生物検定法の実施（科学的合理性を有する実験手順の設

計と当該手順を失敗なく実施しうる手技)には、植物病理学に関する専門的知識と確かな経験が求められるのであるが、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野は、現時点では、既述のとおり植物病原菌に関する研究を行っていないものと思料され、この意味においても、生物検定法の実施機関として不適当と考えられる。(なお、原告らが、本鑑定嘱託先として京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野に固執する場合、植物病理学に関する相応の知識と生物検定法の実験経験を有する研究者を当該機関の外から一時的に招聘するような挙に出、これを以て「当該機関では生物検定法を実施できない」との前回期日までの言を翻すことも想定される。しかしながら、本鑑定においては、前記のとおり、単一の意思主体によって、科学的専門的知識に基づいた責任ある鑑定意見が形成される必要があるところ、仮に、原告らがかのような提案をするならば、所属や分野等の異なる研究者が一時的に混在することになることから、本来の鑑定目的を達成することがおよそ不可能となることは明らかである点を付言する。)

- (7) 原告らは、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野では生物検定法を実施できないことを前提とし、この補完措置として、原告ら準備書面(14)において、生物検定法実施機関として、ビジョンバイオ株式会社を推薦しているようであるが、前記のとおり、本鑑定嘱託先は単一の意思主体として総合的に判断した上で鑑定意見を提出することができる嘱託先に限られるべきであり、かような原告ら提案は受け入れられる余地がない。
- (8) さらに言うなれば、ビジョンバイオ株式会社については、嘱託先が複数になる(仮に原告主張の通り九州大学のサポートを得ることとするならば、更に総合的判断は困難となる)との致命的な問題点以外にも、機関固有の問題として、①営利企業であること、②本来業務はDNA鑑定であり、生物検定法を適切に実施する能力を有しているとは考えられない、という問題点を抱えており、本鑑定嘱託先としておよそ不適切と考えられる。

### 3 被告提案の鑑定嘱託先が本鑑定嘱託先として最適であること

- (1) 被告は、被告準備書面(24)において、本鑑定嘱託先として、東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻を推薦する旨の意見を行った。
- (2) 東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻は、これまで当事者双方が推薦した研究機関の中で、唯一、昨年度の仮処分事件(新

鶴地方裁判所高田支部平成17年（ヨ）第9号、第10号事件）への関与がない研究機関であることもさることながら、被告準備書面（24）にて詳述したとおり、植物学、植物病理学等に関する高度の研究水準および専門性を有しており、当然のことながら、前記「水田水実験」、「免疫測定法」および「生物検定法」のいずれについても、何らの支障もなく実施し、単一の意思主体として、実験結果を各々の実験の意義や精度を勘案しつつ総合的に判断した上で鑑定意見を提出することが可能である。

- (3) 更に付言すれば、本鑑定嘱託先については、以下に詳述するとおり、生物検定法と免疫測定法の精度の差について十分な理解を有している研究機関であることが必要であるところ、東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻は、このような「それぞれの実験の意義、位置づけ、精度の差」を十分理解した上で責任ある鑑定意見を下しうる機関としても適切である。

#### 4 本鑑定嘱託先に求められる生物検定法と免疫測定法の精度の差の理解

- (1) 被告準備書面（19）第2の1の（2）、同（20）第2の1の⑦、同（22）別紙⑦等において被告がこれまで繰り返し説明し、あるいは言及しているとおり、生物検定法は、免疫測定法に比べて数百分の一の測定能力しか有しておらず、精度が極めて劣っていることは植物学における専門家の中では常識である。
- (2) 被告としては、原告側の納得性の観点から、今回、本鑑定を実施することに至った趣旨については十分理解するものであるが、免疫測定法と生物検定法との間の前記精度の違いを理解していない研究機関が本鑑定嘱託先として選任される場合、免疫測定法及び生物検定法の結果を正当に評価できない、という点において、大いに危惧する次第である。
- (3) すなわち、免役測定法をもって本嘱託事項の判断ができるれば、生物検定法においていかなる結果が出たとしても（通常は双方が異なる結果が出るとは考えられない）、より精度の高い免役測定法の結果を優先して鑑定意見が示されるべきであり、仮に、免役測定法をもって本嘱託事項を判断できない場合には、生物検定法においていかなる結果が出ようとも（生物検定法では、通常、「判断できない」との結果が出ると考えられる）、判断できないとの鑑定意見が示されるべきであり（要するに、これまで被告が主張してきたとおり、免役測定法さえ実施すれば足り、生物検定法を実施する意味は実質的にはないということ）、本鑑定における鑑定嘱託先には、かような理解を十分に有して

いることが求められるのである。

## 5　まとめ

- (1) 以上のとおり、原告ら提案鑑定嘱託先は、①複数機関であること、②京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野は、生物検定法を実施できないこと、③ビジョンバイオ株式会社自体にも前記の問題があることから、およそ本鑑定嘱託先として不適切である。
- (2) 一方で、東京大学大学院新領域創成科学研究所先端生命科学専攻は、①植物学、植物病理学等に関する高度の研究水準および専門性を有しており、②前記「水田水実験」、「免疫測定法」および「生物検定法」のいずれについても、何らの支障もなく実施できること、③生物検定法と免疫測定法の精度の差を十分に理解していることから、本鑑定嘱託先として、最も適切であるものと思料する。

以上